

# 奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和6年11月26日（火） 9:59～11:26

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 及川春樹委員 小野寺満委員 高橋浩委員  
千葉康弘委員 廣野富男委員 阿部加代子委員

※正副議長の出席あり

※今野裕文委員の代理で瀨川貞清議員出席

【出席委員外議員】佐藤正典議員

【欠席委員】千葉和彦委員 今野裕文委員

【説明者】浦川総務部長 梅田総務課長

【事務局】鈴木事務局長 菊池事務局次長 佐藤事務局副主幹

---

## 【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
  - (1) 令和6年第4回奥州市議会定例会の運営について
  - (2) 例規改正について
  - (3) 奥州市議会基本条例の検証について
- 4 その他
- 5 閉会

---

## 【概 要】

### 1 開会

○副委員長（千葉敦君） ただいまより、奥州市議会議会運営委員会を開会します。委員長の挨拶の後、協議事項等について、委員長が議事を進めます。よろしくお願ひします。

### 2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） 改めましておはようございます。

本日は、千葉和彦委員から欠席の連絡があります。それから、今野裕文委員が公務で欠席のため、代理として瀨川議員が出席おります。

今日は、第4回奥州市議会定例会の運営について等の協議を行います。よろしくお願ひします。

### 3 協議事項

#### (1) 令和6年第4回奥州市議会定例会の運営について

○委員長（小野優君） それでは早速、協議事項に入ります。

(1) 令和6年第4回奥州市議会定例会の運営について、①市長提出付議事件について、当局に説明をいただきます。浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） それでは私の方から12月定例会の提出議案について、一覧表に基づいて説明をさせていただきます。

（配信資料に不足あり）

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

（不足資料の配信のため、暫時休憩）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。浦川総務部長。

○総務部長（浦川彰君） それでは改めて、議案一覧に基づき説明をさせていただきます。

まず、報告です。報告第1号、報告第2号、それから、報告第4号になりますが、江刺工業団地の精算の部分の変更契約でございました。

報告第1号は、第1工区の変更請負契約で、787万1,600円の増になるものでございます。

それから、報告第2号は、第2工区の部分で、914万9,800円の増になるものでございます。

それから、報告第4号は、ちょっと飛んで第3工区の部分で、927万9,600円の増になるものでございます。

それから、なお、ちょっと飛ばした関係の理由ですが、一応、報告は専決の番号順に行うということで、第1号、第2号、飛んで第4号という形になっております。

まとめることはできませんでしたので、間に入った報告第3号でございすけれども、こちらは、市道南八日市新地野線融雪設備新設工事の請負契約変更でございまして、748万2,200円の増になるものでございます。

それから、報告がもう1件ありまして、報告第5号、自動車リース契約の中途終了に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告ということで、公用車でございますが、購入している車両もありますし、リース契約をしている車両もあります。

今回は、リース契約をしている車両について、農林部の職員が損傷をさせてしまい、リース契約の中途終了となったことに対して損害金を支払ったものでございます。

それから、議案第1号、すば一く胆沢条例の制定について、すば一く胆沢を設置するための条例制定でございす。

議案第2号、奥州市手数料条例の一部改正について、こちらは、建築基準法の一部改正に伴って、引用する条項を改めるための条例の改正でございす。

それから、議案第3号、奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部改正について、こちらは県に準じて、市の占用料の額を改めるための一部改正でございす。

議案第4号、奥州市営バス条例の一部改正について、バスの割引の対象を拡大することに伴う一部改正でございす。

議案第5号、奥州市男女共同参画推進条例の一部改正について、性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための条例の一部改正でございす。

それから、議案第6号、奥州市まちなか交流館条例の一部改正について、まちなか交流館の施設に屋外イベントスペース、これを管理スペースとして追加すること、開館時間を見直す等の一部改正でございす。

それから、議案第7号、奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者の資格を定める条例の一部改正について、こちらは、水道法施行令の一部改正によって、これを参酌して市が定める資格要件を改めるための条例の一部改正でございます。

議案第8号、江刺体育文化会館条例の廃止について、こちらは、ささらホールでございますが、こちらを廃止するための条例の廃止でございます。

議案第9号、奥州市位置指定道路適正管理奨励条例の廃止について、こちらは、固定資産税の評価替えに伴いまして、基準の見直しをしたことによって、本制度の奨励措置の対象となる位置指定道路がなくなったということに伴って、条例を廃止するものでございます。

それから、議案第10号から議案第13号までは、指定管理者の指定が4件でございます。

議案第10号は岩谷堂放課後児童クラブを株式会社ニチイ学館に、議案第11号は古城放課後児童クラブを奥州市社会福祉協議会に、議案第12号は水沢放課後児童クラブ等を奥州市社会福祉協議会に、議案第13号は市営住宅を株式会社寿広にお願いしようとするものでございます。

それから、議案第14号から議案第16号までは、いずれも財産の処分に関し議決を求めることについてで、江刺フロンティアパークⅡの第2期分譲区画の売却をするもので、相手方の違いによって3つの議案となっております。

議案第14号は東京エレクトロン株式会社に、議案第15号は内外テック株式会社に、議案第16号は株式会社ミラプロにそれぞれ売却をしようとするものでございます。

それから、議案第17号は、令和6年度奥州市一般会計補正予算（第10号）で、歳入・歳出とも10億5,408万8,000円の増で、例えばですが、歳入の寄付金、こちらはふるさと応援寄附でございますから、それに伴って歳出の方では政策調整事務経費ということでこちらはふるさと納税の返礼品に当たる部分でございますし、それから、児童手当経費を少し増額したいということ等でございます。

次のページをご覧ください。

議案第18号、令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入・歳出とも1億2,115万6,000円の増ということで、こちらは、歳出の保険給付費等の執行見込額の増などによるものでございます。

それから、議案第19号、令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。歳入・歳出とも2,355万円の増ということで、歳出の保険給付費などの増見込みによるものでございます。

それから、議案第20号、令和6年度奥州市水道会計補正予算（第1号）でございますが、こちらは、一番下、資本的収支の支出の部分、建設改良費の減などによって、若干減が生じているというものでございます。

それから、議案第21号、令和6年度奥州市下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、業務の予定収入、支出等の変更によって、補正をお願いするものでございます。

それから、議案第22号、令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）でございますが、患者数の減少、人件費の変動等によって、所要の措置を行うものでございます。例えば、収益的収支の部分で、収入1億105万4,000円の減とありますが、こちらは、入院・外来患者数の減少による医業収益の減などでございます。

以上、報告5件、議案22件を提出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、現時点で追加事件として予定しているものは、議案第23号の予定でございますが、奥州市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正ということで、こちらは、人事院勧告に伴う給与費の増について審議をお願いする形になるかと思えます。

議案第24号、(仮称)奥州西学校給食センター新築機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、こちらは、奥州西学校給食センターの機械設備工事の入札を12月2日に予定しておりまして、こちらが入札で決まれば、追加事件として追加をする予定でございます。

それから、議案第25号から議案第31号までは、各会計で補正予算を予定しておりますが、一応今の段階では、人事院勧告に伴う補正予算をお願いしたいということで、各会計等もすべて補正予算をお願いする予定という内容でございます。

以上が今奥州市議会に提出するもの、それから提出を予定しているものの今の段階でのすべてでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(小野優君) 説明ありがとうございました。質問等ありますでしょうか。

菊池次長。

○事務局次長(菊池淳君) 提出議案一覧の資料について、新しい資料を配信いたします。

○委員長(小野優君) 廣野委員。

○18番(廣野富男君) 追加事件の案件の資料は、大体今のところ、いつ頃提供になるのかを伺います。

○委員長(小野優君) 浦川総務部長。

○総務部長(浦川彰君) 人事院勧告に伴う部分ということでよろしいですか。

その部分についてですと、まだ市の方針が決まっておられませんし、人事院勧告に基づいて県の人事委員会の勧告も出たんですが、県の対応がまだはっきり決まっていないということで、まだ市の方でも対応ができかねている状況でございます。

その辺がはっきりする見込みが今立っていないので、できるだけ早くと思っておりますが、まず市の決定もまだなされていない段階でございました。

最悪、そうしますと直前の提供かと思えます。

○委員長(小野優君) 廣野委員。

○18番(廣野富男君) 前日というふうに取り扱っていただければよろしいですか。

○委員長(小野優君) 浦川総務部長。

○総務部長(浦川彰君) なるべくそうならないようにはしたいと思っております。ちょっと今、その動向が分からないですが、なるべく早く出させていただきたいという気持ちはございます。

○委員長(小野優君) 他にありますか。

< 「なし」との声あり >

○委員長(小野優君) それでは、説明者退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長(小野優君) 再開いたします。②会期について、③議事日程第1号について、④一般質問について、一括して説明願います。鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木常義君) 以降については、私の方からご説明させていただきます。

初めに、②会期について、4ページ、令和6年第4回奥州市議会定例会予定表をご覧ください。今期定例会は、11月29日から12月17日までの19日間を予定しております。

初日の11月29日は、一括議題説明まで行います。

12月2日は、各常任委員会の開催日といたします。

一般質問は、19名の議員から通告がありましたので、12月3日から6日までの4日間の日程で行います。

12月9日と10日が議案の審議となります。

12月11日から13日までと16日を常任委員会の開催日、12月17日火曜日が今期定例会の最終日で、議案審議、各委員長報告となります。

次に、③議事日程第1号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

記載はありませんが、開会前に行います市民憲章の唱和での前文朗読は、23番中西秀俊議員にお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名ですが、今回は、10番及川春樹議員、11番千葉和彦議員、12番高橋晋議員の3名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定は19日間。

日程第3、諸般の報告は、市長から議案等27件の送付があった旨の議長報告と監査報告です。

日程第4、報告第1号から日程第6、報告第4号は、工事請負契約変更に係る専決処分の報告で、関連がありますので一括議題といたします。

日程第7、報告第3号は、同じく工事請負契約変更に係る専決処分の報告。

日程第8、報告第5号は、自動車リース契約の中途終了に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告。

日程第9、議案第1号から日程第17、議案第9号までは、条例の制定、一部改正、廃止で全9件。

日程第18、議案第10号から日程第21、議案第13号までは、指定管理者の指定で全4件です。

日程第22、議案第14号から日程第24、議案第16号までは、財産の処分議決。

日程第25、議案第17号から最終の日程第30、議案第22号までは、令和6年度一般会計等の補正予算6件です。

議案等の内容につきましては、先ほど総務部長から説明のあったとおりです。

次に、④一般質問についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

11月22日と25日に通告を受け付けしたところ、19名の議員から通告いただきました。

質問の件名等については、記載資料のとおりでございます。

最後に、除斥についてご説明いたします。議員と2親等以内の血族、配偶者の一身上に関する事件及びこれらの者が従事する業務に直接、利害関係のある事件については、審議に参加することができません。今回は、指定管理者の指定関係が該当しますのでご注意願います。

以上、②会期についてから、④一般質問についてまで、ただいまご説明した内容で今期定例会を運営することについてお諮りするものです。

説明は、以上でございます。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。質問等ありますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

○委員長（小野優君） では、定例会はこのように進めさせていただきます。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## (2) 例規改正について

○委員長（小野優君） 再開します。協議事項(2)例規改正について、事務局説明願います。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 例規の改正について説明いたします。資料は今、配信になりました。昨日付で全国市議会議長会から、条例と規程の一部改正について通知がありました。

これまでも情報が若干入っており、市長部局にも同様の条例や規則がありますので、その情報を取りながら改正の準備を進めてきた状況ではあったんですが、改めて昨日、全国市議会議長会から入った連絡の内容を見ますと、こちらで改正の準備を進めてきた内容と若干内容が異なり、さらに改正をしなければならない部分が含まれていることが分かりましたので、今日は改正文案の提示ではなく、この届いた通知の中身を皆様にお伝えすることによって、この改正の内容で、奥州市議会の個人情報の保護に関する条例、それから、奥州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正を進めていきたいということのご了承をいただきたく、説明をさせていただきます内容です。

資料の真ん中の辺りになりますが、関係法令の改正により、以下のとおり、〇〇市議会、本市の場合は奥州市議会になりますが、奥州市議会の個人情報の保護に関する条例、及び、奥州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を一部改正することにしたという内容になります。

1番となりまして、個人情報の保護に関する条例の一部改正という内容になります。

さらに5行ぐらい下になりますが、法律改正があり、法律の第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下項の番号が繰り下げられるということがあった内容です。それを受けて、市の条例改正が必要になります。

それから、所要の整備ということで、法令に基づく改正以外にも、文言の不具合であったり、改正する箇所があるということが通知されたという内容です。

さらに改行された部分で、この改正に関しては、刑法の改正、禁固刑などの文言を拘禁刑という文言に改正する内容ですが、拘禁刑の創設に伴う市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてということで通知がされていますので、これに該当する部分の条例改正を行いたいという内容になっています。

なお、この改正は昨日情報が入ったということもありまして、近隣他市でどのような改正状況にあるのかという情報がまだ収集できていない状況です。今後、その情報収集を行いまして、条例ですので当然、議会に提案しなければならないものになりますので、例えば、今議会の最終日になるのか、あるいは2月定例会の当初提案になるのかという点も含めて、改正日を見極めて参りたいと考えています。

それから、2ページ目の内容ですが、市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてという内容です。

健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、市議会の個人情報の保護に関する条例施

行規程の一部を改正することとしましたという内容です。

当市議会におきましても、例と同じ形で個人情報の保護に関する条例施行規程を制定していますので、こちらの改正が必要になる内容です。

このうち、健康保険証については、令和6年12月2日に現行の保険証は廃止になりますが、これに係る個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の一部改正に関しては、まだ公布されておらず、現時点の情報によると、今月末の官報掲載、そして、12月2日施行で準備が進んでいるとの情報だということです。

これを受けて、情報を提供するとされた部分ですが、3行ほど飛ばしまして、なお書きの部分になります。健康保険証に関する規定の改正については、1年間の猶予期間が設けられるため、12月2日時点までに改正しなくても支障は生じないと考えていますが、運転免許証に関する改正については、3月24日までに改正する必要があると考えている、というのが全国市議会議長会から通知された内容です。

なお、当市の状況を申し上げますと、総務課から全庁的に通知が発出されており、この内容に関わる改正は、市長部局のみならず、各部局、選挙管理委員会、監査委員、水道事業管理者等になりますが、それぞれの部局におきまして、今年の12月2日までに改正事務を終えるようにと通知されているという状況です。

そういった状況も受けておりましたので、内々に改正の準備を進め、本日、改正案の提示をということで当初考えておったんですが、通知が改めてなされて、改正箇所がさらに増えたということもありましたので、その内容を反映させて12月2日に間に合わせるような形で、規程ですので、議会付議は必要なく、最終的には議長決裁でということにはなるんですが、議会全般に関わる内容ですので、議会運営委員会、そして、議員の皆様のご了承がなければその制定はできないものと考えておりますので、その内容で改正事務を進めることのご了承いただきたいという内容での説明となります。

以下、3ページ以降は、その改正内容について触れられている内容です。若干触れますと、3ページでは、様式中の本人確認書類について、本人確認等の書類として従前は健康保険被保険者証が本人確認ができる書類で規定されております。これが、法律の規定に基づきまして、マイナンバーに変わっていくこととなりますので、その部分を削除する内容の改正となるものでございます。

それから、5ページ、7ページにおきましても、様式の名称は違うんですが、改正される内容は同様の内容となります。

それから、9ページにおきましては、新旧対照表の形で示されておりますが、関係法令が変わることによりまして、市で定めております条例施行規程の用語も字句を改める必要がありますので、この内容を盛り込んで改正を行って参りたいというものです。以下、13ページに至るまでが条例施行規程の改正の内容となりますので、こちらのご確認をいただければと思います。

それから、14ページからは、市議会の個人情報の保護に関する条例の改正となります。

今回の通知に基づき、条例も改正をしなければならないことが明らかになったということで、その改正内容につきまして、改正前・改正後ということで資料が示されている内容です。

当市議会におきましても、市議会の個人情報の保護に関する条例をこの参考例に基づく形で規

定をしておりますので、この改正を行う必要が発生するということを確認した状況です。

この参考例に基づき条例の改正を行うことで今後事務を進めて参りたい、それから、改正の時期は、先ほどの説明の繰り返しになりますが、近隣他市の状況も見ましてその提案の時期を見極めて参りたいと考えているものでございます。

説明は以上です。

○委員長（小野優君） 質問等ありますでしょうか。副委員長。

○副委員長（千葉敦君） 例規の改正ですが、議員全体への説明は、全協等で行うのでしょうか。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○事務局次長（菊池淳君） 今回、条例と施行規程と2つあるんですが、規程の方がいずれ先ほど副主幹から説明したとおり、市の方針としては、保険証がなくなる時期に合わせて、12月2日に規程を変える形で進めているということで、議会の規程についてもその日の施行日ということで変えていきたいと考えております。

それで、12月2日ということになると、来週の月曜日ですので、規程に関しては、今回、今日お示しした内容、今日の資料の3ページから13ページまでの内容が規程の部分になりますけれども、いずれこの全国市議会議長会の雛形の形で変更し、改正の方をしたいということで、期間もないということで、規程に関しては全協の実施は事務局としては考えていなかったということになります。

条例に関しては、全協でお示しをした形で、議員発議案に結びつけていきたいと考えておりました。事務局としてはそういう方針で考えておったということになります。

以上です。

○委員長（小野優君） 千葉副委員長。

○副委員長（千葉敦君） そうするとあとは、議運のメンバーが各会派の中で各議員に説明するという形になるということですか。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○事務局次長（菊池淳君） そのような形で規程に関しては、お願いしたいと思います。条例に関しては、いずれ全協のほうで改めて、説明の機会を設けさせていただきたいと思います。

○委員長（小野優君） 千葉副委員長。

○副委員長（千葉敦君） 改正後の説明も全くなしですか。通知文書とかも。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○事務局次長（菊池淳君） 失礼しました。規程の方は、いずれ12月2日施行で進めますけれども、内容については、条例の関係と併せてか、あるいは別に条例よりも先行してか、いずれ全協のほうで説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（小野優君） ほかにございますか。なければこの件については、以上とします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### (3) 奥州市議会基本条例の検証について

○委員長（小野優君） 続いて、協議事項の(3)奥州市議会基本条例の検証について説明願います。佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 前回に引き続き、議会基本条例の検証についてです。今回も、

前回と同様に3つの条項に基づき検証を進めます。

検証する項目を、一覧表の中で最初に確認したいと思います。

今、資料配信になりました。今回は、議会基本条例の一覧表で大項目の1市民に開かれた議会の中の(3)自由闊達な討議とプロセスの明確化で、第2条第2号の議会活動の原則、自由討議、それから、第6条第1項の委員会の活動、分かりやすい議論、それから、第9条の議員間の討議の3項目を検証する内容です。

続いて個票ですが、今、資料配信になりました。検討項目が条文の第2条第2号、議会の活動原則、自由討議という内容です。条文は、第2条の見出しが、議会の活動原則で、第2条、議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない、となっています。第1号から第3号までありますが、今日の検証は第2号、議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること、検証内容は、議会では、議員間討議などの自由な討議がされていますか、という内容です。

取組実績は、1つ目として、前回検証の時点では策定されていなかった議員間討議のガイドラインの策定で、対話をベースにした議員間討議の制度化及び重要課題等の十分な審議と合意形成、結論に至る経過の明確のため、令和5年8月に議員間討議のガイドラインを策定し、議員間討議の制度化と情報公開の徹底を図ったというものです。2つ目として、議員間討議の実績ですが、当局に対し質問文書を送付、そして当局の回答材料により議案を審議するという事で、全員協議会においては、市による中心市街地商業施設メイプルの取得ということで令和4年12月に、それから、新医療センター（新市立病院）の整備ということで令和5年12月に実施しています。また、課題と解決策の深掘りということで、全員協議会として、市による中心市街地商業施設メイプルの取得を令和5年3月、新医療センターの建設について、3ヶ月前になりますけども今年8月に実施をした経緯です。常任委員会として、政策提言に関する提言項目ということで随時実施している形になりますし、市政調査会としては、議員のなり手不足対策ということで、令和5年3月に実施した経緯を把握しているところです。

次のページで関係例規ですが、変更ありませんが、奥州市議会基本条例第9条に議員間の討議、奥州市議会会議規則第52条の2に自由討議、議会運営要領第37第21号に自由討議を求める動議、奥州市議会運営委員会の申合せ事項No.29の補足資料に自由討議が規定されている状況です。

段階評価は、各党派の評価で、奥和会さんは現在の活動は、市議会として条文に沿った活動を行っているかと評価する、奥州みらいさんはワールドカフェが形式化していないか、議会だより、SNS、ラジオでの情報、開かれた議会の工夫が必要、日本共産党さんは、①の議会は、市民の多様な意見を把握し、それを市政に反映する努力をしていますか、という点についての意見ですが、反映されていないとの声がある、新奥会さんは議員間討議などの自由な討議がされていない、という内容があり、奥和会さんA、奥州みらいさん・日本共産党さん・公明党さんB、新奥会さんCの評価で、平均でB評価となります。

管理評価は、奥和会さんは見直しは不要であるとして4、日本共産党さんからも目指してはいるとは考えるとして4の評価が、それから、奥州みらいさんは多くの市民の意見を市政への反映に努めること、新奥会さんは条例のとおり活動することが重要と感じるが、議会で十分な審議を尽くしていない、公明党さんは党派視察、常任委員会視察、所管事務調査、調査報告書など積極

的に公開する（L I V E、写真等）という意見で、それぞれ3の評価ということで、4と3が混在しておりますので、平均して切り捨てますと、管理評価は3、条文の改正は不要であるけれども、現状の取組内容の見直しが必要ということになります。

従いまして、条文改正は不要に印を付けていますし、今後必要な取組は、奥和会さん・日本共産党さんからは特に記述はありませんでしたが、奥州みらいさんは様々な世代の意見を市政につなげる取組が必要、新奥会さんは議員間討議、委員会付託、公明党さんは新医療センターの議員間討議が必要になっている、という記述がありました。

次に、第9条の検証ですが、内容が同じですので、そちらも説明します。

資料が配信になりましたが、個票の第9条、議員間の討議で、条文は、第9条、議会は、本会議等において、議案を審議し、及び審査するときは、議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。検証内容は、①議会は、本会議において、議員間の自由討議を通じ、議論を尽くした審議ができていますか、②議会は、委員会において、議員間の自由討議を通じ、議論を尽くした審査ができていますか、との内容です。取組事項は、先ほどの第2条第2号の取組実績と同じですので説明を飛ばします。関係例規も同じですので、段階評価に進みます。

段階評価は、奥和会さんは、自由討議については、常任委員会等では活発に行っているが、全議員による討議の場合、議論展開により議論を尽くせない場合がある。奥州みらいさんは、委員会で議員間討議が行われているが、本会議で議員間討議が不足している。日本共産党さんは、なかなかできていない。新奥会さんは、「対話」の段階までしか実施していない。公明党さんは、委員会はできていると思うが、本会議ができていない、という意見が出ており、奥和会さん・公明党さんがB、奥州みらいさん・日本共産党さん・新奥会さんがCで、平均でC評価となります。

管理評価は、奥和会さんは条文の見直しは必要なし、奥州みらいさんは本会議での議員間討議が必要、日本共産党さんは本当に可能なのだろうかと思う、新奥会さんは実施回数が少ない、公明党さんは本会議でできるように取り組むが、できないのであれば改正した方がよいのでは、という意見が出ています。この評価を平均して切り捨てますと、管理評価は3、条文は改正しないが、現状の見直しが必要という内容になります。

今後必要な取組ですが、奥和会さんは自由討議の環境整備が必要と考える、奥州みらいさんは本会議での議員間討議で市民の市政への関心を高め、新奥会さんは自由討議の機会を増やす、論点整理を重ねて、都度、当局に必要な情報を取り入れていく、特別委員会の機能として議員間討議を盛り込むことも検討すべき、公明党さんは本会議で自由討議はやりにくいのではないかと、という意見が出ている状況です。

説明は、以上です。

○委員長（小野優君） 第2条第2号と第9条で一括したテーマで取り扱っておりますが、ここまでの説明について何か質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） 公明党さんの評価で、本会議での自由討議はやりにくいのではないかと、できないとすれば改正すべきではないかという意見ですね。これを受けてですがちょっと、先例ってあるんですかね。現実、条例は条例としてつくったとしても、この実現性に向けて、実際

取り組んでいるところであるのかどうか。ちょっと、私の認識不足か分かんないですが、この自由討議をするときは議長に動議が何か出して、ここで自由討議とかやって、1回、当局がいる中で議員間でやるっていうイメージでいいのかどうか分かんないですが、全体の議案審議についてはストップになると、当然その会期というか日程がずれるということも想定されるんですが、現実的にどうなんだろうというのをちょっとお尋ねしたいと思います。理想としては、大変いいことだと思うので、その点についてお伺いします。

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。菊池次長、お願いします。

○事務局次長（菊池淳君） 例規では、奥州市議会会議規則第52条の2に自由討議という項目がありまして、質疑終了後、議長が必要であると認めたとき、又は動議があったときは、会議に諮って自由討議を行うことができる、という定めがあります。

あと、先ほど休憩中に高橋浩委員から話あったような形で、盛岡市議会だったか北上市議会だったかですが、そのような形でやっている議事録を見たことがあります。ちょっとどちらかははっきりしないですけども、県内でもやっているところはあったと思います。

以上です。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○18番（廣野富男君） そうするとどこかに書いていた、どこかの会派さんのご意見があったと思うんですが、何かそういう環境整備、これはこれでしていいとしても、環境整備をどうするかっていうのはどこかの時点で議論された方がいいのかなと思います。

以上です。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。私自身も議員間討議のガイドラインをつくってから、ちゃんと全部読み込んでいるのかっていうと足りない部分もあるので、それこそこの間何回かそれに基づいてやってきていますので、そのガイドラインの検証という部分では、確かにおっしゃるとおり必要なのかなと思いますので、今後の取組の中で、議員間討議のルールを改めて確認していくっていうところが大事なのかなと改めて思いました。ありがとうございます。

他にございますか。

< 「なし」との声あり >

○委員長（小野優君） では、議運としての評価となりますが、まず分けていきます。

第2条第2号ですが、ならした結果、段階評価B、管理評価3ということですが、特にご異論なければ、議運としての評価もこのようにしたいと思いますが、ご異議ありますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

では、この部分に関する評価は、段階評価B、管理評価3とさせていただきます。

次、第9条の議員間討議のより細かい詳しい部分となりますが、段階評価C、管理評価3という部分でしたが、段階評価の部分に関してやはりまだまだ不足な部分があるし、確認できていない部分があるということでしたので、ここはやはり厳し目の評価ということになるのかなと思います。ですので、議運としての段階評価もC、それから管理評価も3ということで決めたいと思いますが、ご異論等ありますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

ないようですので、議運としての評価もこのように定めさせていただきます。

それでは、もう1つですかね。

菊池次長。

○事務局次長（菊池淳君） 例規の件ですが、すいません、資料にしっかりある場所を示しておりました。今配信した資料のCとか3とかの評価をしている部分の上の方に、関係例規が載っています。そちらの方で、さまざま定めがありますし、その中で最後に申合せ事項が載っているんですが、今、配信しましたが、最後のNo.29に自由討議についてということで、平成21年の議会運営委員会の中で申合せをしている内容が載っています。環境としては、こういったやり方でやりましょうということで、既に意思確認・共通認識が図られていたのかなと思いますが、実際に運営されていなかったというのが現実だと思いますので、環境整備の際にこちらも参考にしながら考えていければいいのかなと思いましたので、そちらの方、情報提供ということでお願いいたします。

以上です。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

すいませんちょっとこれ確認ですが、個票の資料で、例規のところはガイドラインは入らないものなんですか。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 入れるべきところですが、私が入れ忘れてしまったものです。加えるべきところだと思いますので、加えたいと思います。

○委員長（小野優君） お願いします。

改めて、第2条第2号、それから、第9条についての評価は先ほどのとおりでいいということであれば、次の個票検討に入りたいと思いますが。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） すいません。阿部です。条例をつくったんですが、一度も本会議ではされていなくて何だかなあと、ちょっと、いいのかなっていう気はしております。

○委員長（小野優君） 文言として本会議等となっているという部分があるので本会議が最上位なのでというところなんです、実際に本会議でやれるのかどうかという部分はこれからそれぞれ、ガイドラインを見直してみたりとかっていう部分で、もし何かの機会があればというのは私も思っている部分ですので、まず、等というところに対応していくという形で、ですね。あとは今後の取組の中で、改めて検証していきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小野優君） 他よろしかったでしょうか。

では、次の個票検討をお願いします。

説明をお願いします。佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 続きまして個票第6条第1項です。

委員会の活動、分かりやすい議論ということで、条文は、第6条第1項、議会は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない、というものです。

検証内容は、議会は、委員会において情報を公開し、市民に分かりやすい議論を行っています

か、という視点です。

取組事項は、委員会等の公開ということで、標準委員会条例においては、委員会の会議は制限公開性であり、議員以外の者の傍聴について委員長の許可制を採っている。当市議会は、かつては同様の取扱いとしていたが、議会基本条例の施行に伴い、平成21年11月1日より委員長の許可がなくともこれを公開し、現在に至っている。また、協議又は調整を行う場として設置された全員協議会、議会広聴広報委員会及び議会改革検討委員会においても、それぞれの規程の中で会議の原則公開について規定している、という状況です。

関係する例規は、奥州市議会基本条例、奥州市議会委員会条例で規定されている内容を下の欄に記載しています。

次のページの関係例規では、奥州市議会基本条例第5条第2項、奥州市議会委員会条例第19条で、先ほど記載があったところです。

段階評価は、奥和会さんは概ね達成されているとしてA、奥州みらいさんは委員会の公開の周知、分かりやすい議論が不足している、新奥会さんは審査資料の公開手法の検討する必要がある、公明党さんは①の議会は、委員会において情報公開し、市民に分かりやすい議論を行っていますかについて、概ねできているということでB評価という状況です。平均して切捨てまして、B評価となり、条文の目的を4割から6割達成しているという内容になります。

管理評価は、奥和会さんは条文の見直しは必要なし、奥州みらいさんは市民に分かりやすさ、会議日程の周知が必要ということで3評価、日本共産党さんは4評価、新奥会さん・公明党さんは3評価ということで、平均値換算で端数切捨てで3評価、条文は改正しないが、現状の取組を見直すという評価になります。

条文改正は不要でチェックを付けていますし、今後必要な取組は、奥和会さんは画像配信していない委員会等があることから、配信できるような取組が必要である、奥州みらいさんは市民に分かりやすい議論で説明責任を果たす、新奥会さんは手続きの簡素化と公開の周知、運用実績がないということで取組が必要と出されています。

以上です。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございました。第6条第1項に関して説明をいただきましたが、皆さんの方から質問等ありますでしょうか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） 評価内容はよろしいと思いますが、これ全体に言えることですが、ふと今気づいたのは、今後の必要な取組で、例えば、奥和会さんは画像配信をしていない委員会等があることから配信できるような取組が必要であると、これに対する対応は、委員会で取り組むものなのか、事務局で取り組むものなのか、その辺は、この具体的な取組はどういうふうにして実現されるのかがちょっと、参考までに、教えていただければと思います。

○委員長（小野優君） 副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） ご指摘いただきありがとうございます。

現状、画像配信につきまして、本会議は外部委託でインターネット配信をしていることは周知のとおりですし、それ以外で現状できているのは全員協議会をYouTube配信しているところに正直とどまっているのかなと思います。さらに他の委員会での話になりますと、各委員会でYouTube

で公開という形になるのかなと思うのですが、なかなか今現在の人員体制の面も含めて、一律にルールを作ってやりますよっていう部分が果たしてできるのかっていう部分はちょっと検証もできていないというような状況にあるのかなと思っております。

ただ、やはり情報公開を進めるという観点からすると、まずどの部分、委員会開催の周知を行っていくのかっていう部分であったり、あるいは、画像の部分ですよねとか、どの部分からやっていくのかも含めてちょっと研究といいますか、情報収集なりが必要なのかなと思っておりますので、いきなり、配信ということではなくて、ちょっとやり方も含めての検討から入るところのかなと事務局としては考えているところです。

以上です。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○18番（廣野富男君） なかなか大変なことだと思うんですが、要はこういうふうに出された取組っていうのは、実際、できるのかできないのかっていう部分もどこかで全体の総括でも、あるいは今後の方針として若干整理しないと、何か、それぞれ出しっ放しで、できるのかできないのかがそれぞれちょっと先が見えないっていうのがちょっと、せっかく、この評価がもったいないなど。なので、何かそれを生かしていただくようなことをちょっと検討する必要があるのかなと感じましたのでお話をしました。

以上です。

○委員長（小野優君） この部分、それこそ、議会の公開性、開かれた議会という部分でも、この間も議論になっていまして、今年の3月、2月からですか、ようやく全員協議会のYouTube配信が始まり、それはもう定例化するように今はなっているんですが、今までですと請願審査のときぐらいですかね、配信されるのは。特別委員会かな、特別委員会のときに、それこそ議場を使ってとか、ここでやるときも配信するようにはしていたんですが、あとは事務局の努力といいますか、大変なところなんだろうなっていうのはあると思うんですが。久慈市議会さんなんかは、委員会も結構フェイスブックのライブ配信機能を使って、ただここで話している中にタブレットをもう1個置いて、それを流しているだけなんですけど、そういうものを行っているところもあるようですので、あとはそのエネルギーっていうか、手間の簡素化なのかなと思うんです。コメントがあれば。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木常義君） 今ちょっと事務局で話したんですが、例えば今回も本会議中に常任委員会があるわけなんですけど、常任委員会が例えば複数重なった場合は、今の奥州市のユーチューブチャンネルだと、3つの委員会を同時に放送というのは技術的にできないという状況ですので、やり方については、この間の市民の皆さんが関心が高い部分等の委員会、例えば個別の問題について、メイプルのそういう部分についての委員会の放送とか、そういう部分について努力していくってことで取り組んで参りたいなと思います。

以上です。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

ちなみに私からも要望がありまして、最近、委員会のホームページの委員会の欄が、決算と予算の委員会のときぐらいしか内容掲載がされなくなっていましたので、せめて請願審査というと

きは議事録とか資料のホームページの公開だけでもと思うんですがその点いかがでしょうか。

菊池次長。

○事務局次長（菊池淳君） ありがとうございます。事務局としても、努力して参りたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（小野優君） この点につきまして、他に何かありますか。

なければ評価の方としてですが、段階評価B、管理評価3ということで、議運の評価も定めたいと思いますがご異議ありますでしょうか。

では、議運の評価もこのようにさせていただきます。

協議事項の奥州市議会基本条例の検証について、今日の分はここまでとさせていただきます。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○18番（廣野富男君） 今更聞くのもおかしいかもしれませんが、すぐ忘れているのかと思いますが、この一連の検証結果について、最終的に議員としてか議会としてか分かりませんが、確認はするということだと思うんですが、その後の第三者的な評価っていうのは、やるんだったでしょうか。議員だけの評価止まりだったのか。おそらくこれ、2年間かかると思うんですが、全体のスケジュールで確認した後、どっかでその今任期中に第三者の評価まで考えているのかどうか、その点ふと感じたものですから、すいません、お願いします。

○委員長（小野優君） 佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 前回の検証もそうだったんですが、前回4年前、第三者評価ということで、マニ研さんだったと思いますが評価のお願いをした経緯が残っています。

今回もそれに倣う形で、同じような形でお願いをしたいと考えておりますが、まずは、奥州市としての評価をまとめなければお願いするに至らないというところもありますので、そこを今は急いで、とはいってもなかなかその限度があるんですが、取り組んでいる状況だということで、前回と同様に進めたいと、外部に評価をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小野優君） よろしいでしょうか。では、進めさせていただきます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他

○委員長（小野優君） 4その他の(1)今後の予定について、事務局説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 次第にお戻り願います。

(1)今後の予定について → (次回、12月9日開催を予定したが、準備が整わず開催見送り。)

次々回予定について、12月定例会の会期が19日間で、最終日もすぐ見えてきます。12月17日、本会議が10時からですので、9時からこの場におきまして、定例会最終日の運営について議会運営委員会を開催する内容になっています。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（小野優君） 9日と17日について、今後の予定として説明ありましたが、この点について確認したいこと等ありますでしょうか。

なければ、このとおり進めさせていただきます。

その他の(2)のその他について、事務局説明願います。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） その他の(2)のその他です。

1つ目、滝沢市議会議会運営委員会の研修の件について → 資料により説明。

2つ目です。予算書・決算書の完全電子化の検討について、こちらは、情報提供になりますが、財政課の新年度予算査定に今臨んでいる状況で、事務レベルでという状況ですが、そのやりとりの中で予算要求とは関係ない項目ですが、財政課で検討をしている情報が寄せられたものです。今資料配信した内容を読み上げますと、財政課では、予算書・決算書の完全電子化について検討しています。現行、補正予算書は議員の皆様には電子データのみ提出しているところですが、当初予算書は電子データに加え、紙媒体を提出しており、発注期間を設けなければならない都合上、予算査定期間を充分確保できない状況にあります。議会側の了承が得られれば、電子化に移行したいと財政課側で考えております。課題としては、現在使用しているタブレット端末とICSシステム、これは内部的な財務システムのことですが、その相性がうまくなく、電子データの文字化けといった問題が生じておりますが、タブレット端末が更新されるタイミングで、予算書の電子化に移行できればというような中身で考えている形ですので、いずれかの時点ではその移行したいというタイミングを探っているものと考えています。

議会事務局としては、下側に示している中身で、まず、議会運営委員会に情報を提供するところから始まりますと財政課に回答している状況です。いろいろやはり問題点や課題があると思いますので、何らかの形で集約するような形を取りたいと思っておりますので、話題として各会派さんの中でお話し合いなどをいただければと捉えるところです。これにつきましては情報提供という内容です。

続きまして、最後のその他になります。タブレット端末の回収について → 資料により説明。

○委員長（小野優君） この2点についても確認等ありますでしょうか。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 予算書、決算書の完全電子化の検討についてなんですが、何か前、会派で話し合ったような気がしたんですけども。なかったでしょうか、しましたよね？

< こういう条件が整えば等の発言する者あり >

何か、うちの会派は別に、そっちの方向で全然大丈夫ですよということだったのですが、いやいややっぱり紙があったほうがいいよねっていう会派さんもあったような気がして、完全電子化を検討されているってことなので、早く答えを出したほういいのかなとは思ったんですけども、どうでしょうか。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○事務局次長（菊池淳君） 会派代表者会議の中でこの件については話し合った経過がありまして、それで進めていってという会派さんと、いやいや今のままで、という会派さんがありました。予算・決算については、予算書・決算書だけじゃなくて、主要施策の成果であったり、あと事務事業評価の資料とかですね、いずれ、1つの資料だけじゃなくて、複数の資料を見ながら、質問をしなければならない場面もあるからということで、であれば紙の方がまだいいのではないかと、紙を残してほしいという会派についてはそういったお話をされていた経過がありました。その旨

は、当局の方には書面にて返してはいるんですが、また、改めて、その予算担当の方からすると、そういう動きもあるよということで今回、担当を通じて話があったということになりますので、先ほど説明したとおり、もう一度改めて話し合う機会を設けたいと考えておるところでございます。また、同じ結果になるかもしれませんが、いずれもう1回、これについては話し合いたいというところでございます。

以上です。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○18番（廣野富男君） ちょっと現状の確認ですが、この事務局としての見通しとして今期っていうのは、我々の今の任期については紙ベースそのままの対応だよということを当局に伝えているっていう理解で良いのでしょうか、というのがまず1点。

それと今、阿部委員が言ったように、会派代表者会議、以前に各会派さまざま意見を代表者会議で出されたと思うんですが、そこで出された、こういう条件が整うのであれば、電子媒体でも可と、おそらく、奥州みらいではそういうご提案をしたかと思うんですが、そこら辺の環境整備はどの程度進んでいるのでしょうか。全然それ手つかずで、これをやるっていうのはね、うちで提案したというか、回答した意義がないのかなと思ったんですがそこら辺何か経過がありましたならばご紹介ください。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○事務局次長（菊池淳君） 代表者会議の中では、先ほど申し上げた複数の資料の話がありました。それで、事務局の方としては、時期的に市の職員がノートパソコンに切り替わる、ノートパソコンの更新時期で、部課長がタブレットを持たないで議場に入るタイミングのあたりにこの話をしていたので、部課長が使わなくなるタブレットを資料を複数見たいのであれば、タブレットを複数持ち込んでいただいて、1つのタブレットでは予算書、1つのタブレットでは主要施策、1つのタブレットでは事務事業評価という形で、タブレット3つ、目の前に並べてやることもできますよっていうご提案はしました。しましたけれども、1つでもなかなか使えないこともあるのだからというような話もありまして、この案はちょっと難しいなというのもありましたし、他の議会だとパソコンを入れているところも、議員がパソコンを使っているところもあるんですが、タブレットでもそういう状態なので、パソコンだから、パソコン入れたからといってこれが解決するわけでもないなという思いもちょっとありましたので、それ以上のことをちょっとこちらの方でも考えていなかったというのが現状です。

あと、今日の資料にもあったとおり、議事録をまず紙で今期中は行きたいというお話もありましたので、切り替えるタイミングとすれば、任期が変わったタイミング、あるいは、今のタブレットが2年後の夏のあたり、2年後の夏秋のあたりが更新時期になるということなので、そこに向けて、タブレットを入れる、あるいは、パソコンを入れるっていうような話もしながらですね、あわせてその辺を考えていく必要があるのかなという、そこまでの考えで今、事務局としてはおりました。

以上です。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○18番（廣野富男君） よろしくお願ひしたいと思います。今回、回答予定の事務局の案には賛

成です。ただ、当局からすれば、できるだけそのペーパーレス化したいという意向も当然あるわけなので、議会としても、そこのどっか、何というか、歩み寄りなのか、折衷案なのか、あるいは本当にその機器の整備をするのか、時間があれば、その辺もこの場なのかどこか分かりませんが、議論する必要があるのかなとちょっと感じましたので、その辺もご検討いただければと思います。

○委員長（小野優君） 要望ですね。

はい、他にございますか。

○委員長（小野優君） 事務局説明分に関しては、以上でよろしいでしょうか。

他にありましたらお願いします。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 請願の紹介議員についてなんですが、今回、請願は出なかったんですが、申し送りといいますか、何の規定もないんですけども、紹介議員については、付託される常任委員会の委員は紹介議員にはならないよということ、各党派で申し送りというんですか、そういうふうにしようねって言うくらいの程度のルールしかなかったんですけども、そのことで今までは、しようねっていうことでやって来たんですが、いや規定がないんだからいいんでしょという議員も出てきて、やはり、審査をしなければならない常任委員会で、紹介議員になっていけばその委員さんは賛成ですよということを明確にしているわけですし、その辺をですね、北上市議会さんは禁止しているという情報もありますけれども、慣例とか、申し送りとかだけでは駄目なのであれば、明確にしていかなければいけないのかなと思います。

奥州市議会、1度、紹介議員の件でマスコミに叩かれたことがありますので、そこからなんです、紹介議員になっていないっていうのが、申し送りをしてきたっていうのが。でも、いや、ルールにないんだからいいよね、っていうような議員が出てくるのであれば、そこは、明確にしていかなければいけないのではないかなと考えますけれども。どこかで、委員長、何か検討する機会を設けていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（小野優君） おっしゃることは最もな部分じゃないかなと私も思うところがありますので、今回、ちょうど議会基本条例の検証をやってきていますんで、それに合わせてですね、例えば、条例に関しての改正だったり、追加だったりということもしていきますし、併せて、そこに関連する申し送り事項というのでも検討して当たり前だと思いますので、その流れの中で、改めて、多分、もっと細かい部分を皆さん普段、疑問点を抱えている部分もあると思いますので、そこはやはりどこかで精査する必要があると思いますので、今言った部分も、この委員会の今後の流れの中でやっていきたいと思いますので、まず、今日ではないですけども、今後の中で、そういう部分を解消していければなと思います。ありがとうございます。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） そうすると、今の現状というのは申合せ事項か何かに謳っている？それとも、何にもないってことでしょうか。その現状を確認させてください。

○委員長（小野優君） 菊池次長。

○事務局次長（菊池淳君） 今、資料を配信しました。

一番下の39番に規定、規定というか申し送り事項の内容が載っておりまして、正副委員長及び

副議長は、紹介議員になれないという形に、今はなっていると。それ以外については、所管の委員会の委員が、紹介議員になれるというような内容に今はなっているということになります。ですので、見直すとすれば、この内容を見直していく必要があるということになると思います。

以上です。

○18番（廣野富男君） そうしますとあれですね。正副委員長、副議長を除けばできるということですね。今の申合せ事項上はですね。ただ、それがいいのかどうかというのを、再度、検討したいということですね。分かりました。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○22番（阿部加代子君） あのですね、ある請願で、請願をどうしてもやはり、請願人は採択してもらいたいので、各委員さんのところを回るわけです。各会派を回る方もありますし、委員さんを一本釣りで回るところもあるわけです。そうすると、次に誰が紹介議員になるか分からないです。どこに請願人さんが紹介議員になってくださって回るか分からないので、自分だけだと思って紹介議員になっても、次から次にお話、委員の方がなった場合は、上を見れば、最初の議員って分からなくて次にどこに請願人がなってくださって回るか全然分からないので、一度ですね、もう過半数を、その委員会の過半数の常任委員が紹介議員になってしまって、もうこれ、審査する前に採択されるのが分かっているよね、何の審査をするの、というようなことになったことがあるので、こういうふうにはなっているんですけども、それでもやはり気をつけようということで、各会派ではそういう流れが今までできていたと思うんですが、やっぱりこれじゃ駄目だよねということもあるので、いずれかの時点でしっかり検討をしていかなければいけないのかなと思います。

○委員長（小野優君） ほかにその他お持ちでしょうか。よろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## 5 閉会

○副委員長（千葉敦君） 大変慎重審議ありがとうございました。これをもちまして奥州市議会議会運営委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。